

第二百四回国会 院 經濟産業委員會議録 第八号

令和三年四月二十一日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君

理事 鬼木 誠君

理事 関 芳弘君

理事 山際大志郎君

理事 山岡 達九君

理事 畦元 将吾君

理事 石川 昭政君

理事 大野敬太郎君

理事 神山 佐市君

理事 神山 裕君

理事 工藤 彰三君

理事 佐々木 紀君

理事 高木 啓君

理事 辻 清人君

理事 富樫 博之君

理事 深澤 陽一君

理事 穂坂 泰君

理事 三原 朝彦君

理事 八木 哲也君

理事 小熊 慎司君

理事 菅 直人君

理事 松平 浩一君

理事 山崎 誠君

理事 笠井 亮君

理事 浅野 哲君

理事 佐野 哲君

理事 佐藤ゆかり君

理事 武藤 容治君

理事 齋木 武志君

理事 中野 洋昌君

理事 穴見 陽一君

理事 上野 宏史君

理事 門山 宏哲君

佐藤ゆかり君 武藤 容治君 齋木 武志君 中野 洋昌君 穴見 陽一君 上野 宏史君 門山 宏哲君 神山 憲次君 黄川田仁志君 小林 鷹之君 鈴木 淳司君 武部 新君 出畑 実君 西村 明宏君 福田 達夫君 星野 剛士君 宗清 皇一君 池田 真紀君 落合 貴之君 櫻井 周君 宮川 伸君 高木美智代君 美延 映夫君 石崎 徹君

政府参考人 (内閣府知事の財産戦略推進事務局長) 田中 茂明君

政府参考人 (金融庁総合政策局参事官) 石田 晋也君

政府参考人 (消費者庁審議官) 片桐 一幸君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 阿部 知明君

政府参考人 (法務省大臣官房審議官) 堂蘭幹 一郎君

政府参考人 (外務省大臣官房参事官) 大鶴 哲也君

政府参考人 (財務省大臣官房審議官) 小宮 義之君

政府参考人 (文部科学省科学技術・学術政策局科学技術・学術総括官) 合田 哲雄君

政府参考人 (経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官) 太田 雄彦君

政府参考人 (経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官) 新川 達也君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 萩原 崇弘君

政府参考人 (特許庁長官) 糟谷 敏秀君

政府参考人 (特許庁総務部長) 小見山康二君

政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 飯田 健太君

政府参考人 (経済産業委員会専門員) 宮岡 宏信君

委員の異動

四月二十一日

補欠選任

畦元 将吾君

出畑 実君

上野 宏史君

神山 憲次君

門山 宏哲君

神山 佐市君

阿部 知明君

大鶴 哲也君

小宮 義之君

合田 哲雄君

太田 雄彦君

新川 達也君

萩原 崇弘君

辻 清人君 深澤 陽一君

福田 達夫君 高木 啓君

逢坂 誠二君 池田 真紀君

落合 貴之君 小熊 慎司君

山崎 誠君 櫻井 周君

同日

補欠選任

大野敬太郎君

神山 憲次君

高木 啓君

出畑 実君

深澤 陽一君

池田 真紀君

小熊 慎司君

同日

補欠選任

大野敬太郎君

同日

補欠選任

黄川田仁志君

同日

補欠選任

神山 佐市君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

石田晋也君、消費者庁審議官片桐一幸君、総務省大臣官房審議官阿部知明君、法務省大臣官房審議官堂蘭幹一郎君、外務省大臣官房参事官大鶴哲也君、財務省大臣官房審議官小宮義之君、文部科学省科学技術・学術政策局科学技術・学術総括官合田哲雄君、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官太田雄彦君、経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官新川達也君、経済産業省大臣官房審議官萩原崇弘君、特許庁長官糟谷敏秀君、特許庁総務部長小見山康二君及び中小企業庁事業環境部長飯田健太君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。関芳弘君。

○関(芳)委員 おはようございます。自民党の関芳弘でございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

日本の特許出願は、昨年、三十万件を割ったと聞きます。企業が特許出願を量から質に転換して絞り込んでいるとも伺いますが、他方では、各国の特許出願は増加傾向にあると伺います。

今回の法改正で、手続のデジタル化など、コロナに対応する取組も重要でございますが、法改正以外での日本のイノベーション力の強化に向けた取組はどのようになっておりますでしょうか。スタートアップ、中小企業を含めまして、我が国の知財、イノベーション力の向上に非常に重要だと考えるところですが、どのように取り組まれておられますか。大臣にお伺いしたいと思います。

○梶山国務大臣 特許制度は、発明の適切な保護

○富田委員長 これより会議を開きます。

四月二十一日

補欠選任

畦元 将吾君

出畑 実君

上野 宏史君

神山 憲次君

門山 宏哲君

神山 佐市君

阿部 知明君

大鶴 哲也君

小宮 義之君

合田 哲雄君

太田 雄彦君

新川 達也君

萩原 崇弘君

糟谷 敏秀君

小見山康二君

飯田 健太君

宮岡 宏信君

委員の異動

の輸入品じゃないんですけれども、適法なのかどうかというところ、適法となる要件を教えてくださいませんか。

○小見山政府参考人 過去の最高裁の判例によりますと、真正商品の並行輸入が商標権を侵害しないものとして許容される要件として、三つの要件を満たすということが挙げられております。

まず、並行輸入品に付された商標が外国における商標権者又は商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであること。

次に、外国における商標権者と我が国の商標権者が同一人であるか、又は、法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係があることにより、並行輸入品に付された商標が我が国の登録商標と同一の出所を表示するものであること。

そして、我が国の商標権者が直接的又は間接的に並行輸入品の品質管理を行い得る立場にあることから、その並行輸入品と我が国の商標権者が登録商標を付した商品とが登録商標の保証する品質において実質的に差異がないと評価されること。

この三つの要件を全て満たす場合に限り、商標権の侵害に該当しないと判断されるものと承知しております。

○松平委員 今の三要件、これは実務上、非常に重要な要件なんです。

そこで、お聞きしたいのが、今回の改正でこの要件、影響があるのかどうか、これを端的にお伺いしたいです。いかがでしょうか。

○小見山政府参考人 今回の改正でございますが、商標法、意匠法上、輸入の概念を拡大し、海外の事業者が郵便などを利用して商標権などを侵害する模倣品を国内に持ち込ませる行為を新たに商標権侵害行為として規制の対象とするというものでございます。

輸入の行為を行う者が、国内の事業者や個人から海外の事業者にも拡大されるということになりますけれども、並行輸入が適法となる要件そのものに影響を与えるものではなく、正規の輸入品でない並行輸入品が適法とされるためには、先ほど

御説明申し上げた三要件を満たす必要があるというふうにご考えているところでございます。

○松平委員 影響はないというふうにおっしゃっていただきました。よかったです。

もうちょっと具体的に、確認だけさせてください。

海外にいる業者が国際郵便で日本の個人の消費者に貨物を送る場合、この真正品の並行輸入、三要件を満たせば大丈夫なんだということでしょうか。

○小見山政府参考人 御認識のとおりだと思っております。

○松平委員 ありがとうございます。

今のは、事業者への影響です。

先ほど、残りの時間、余りないですけれども、消費者への影響をお聞きしたいと思います。

先ほど、宮川委員の質問でもありましたけれども、買った個人、買った消費者に商品が届かないことになるといふことなんですけれども、ここでですね、この差止めされた場合に、この消費者に通知というのはいくらですか。

○小宮政府参考人 お答え申し上げます。

税関におきまして知的財産侵害のおそれがあると思われる物品を発見した場合、関税法の規定に基づきまして、税関は当該物品が知的財産侵害物品であるか否かを認定するための手続を開始いたします。その際、輸入者及び権利者に対し、分りやすい文章で記載した税関からのお知らせを送付してございます。また、不明点があれば、税関の担当者にご連絡できるよう案内をしております。

今回改正された場合におきましても、海外事業者から模倣品を購入した個人に対して、その認定手続が開始された場合、これまでと同様、認定手続開始の事実や、その結果等を通知する必要があります。

○松平委員 済みません、ちょっと今の確認なんですけれども、今の、認定開始通知書ということなので、通知の相手方には、消費者になぜ通知するか

という、関税法六十九条の十二の第一項の当該貨物を輸入しようとする者に該当するからということでしょうか。

○小宮政府参考人 そのとおりでございます。

○松平委員 そうなると、先ほどちょっと冒頭でも言いましたところの整合性が気になります。

今回の改正で、輸入する業者が、商標法上輸入する業者が外国の事業者なんです。しかし、外国の事業者が外国の事業者なんです。今の話では、日本の消費者が輸入する者として通知するということになるので、整合性が全然取れないような気がするんです。

そこを最後、確認させていただきます。いかがでしょうか。

○小宮政府参考人 関税法におきます輸入につきましても、先ほど御答弁申し上げさせていただきましたところでございますけれども、したがって、本邦に貨物を引き取る者とする者が輸入しようとする者になるということでございますので、関税法上の手続として通知をする際は、関税法上、輸入の定義として、輸入しようとする者に通知をするということでございます。

○松平委員 やはり、こは、輸入の定義が法律でまぢまぢなので、こういった疑義が生じるんです。その部分、大臣、しっかりとよろしくお願ひします。

○関(芳)委員長代理 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日、他の委員会との兼ね合いで、質疑順番に御配慮いただきました。与野党の皆様へ感謝を申し上げて、質問に入らせていただきます。

本日は特許法の改正案の質疑ということで、まづ冒頭、特許料について取り上げてまいりたいと思っております。

今回の改正案によりまして、特許料について、今後、上限額というものを法定し、具体的な金額については政令で定めるように改正をするという内容でございますが、この法定される予定の上限

額については、従来よりも引き上げられる項目もあるというふうにご理解をしております。

まず、この特許料等の上限金額の決め方、プロセスについて確認をさせていただきたいと思っておりますが、この上限金額については、これまでどのような根拠に基づいて決定されてきたのか。また、こういった意思決定に関わる部署、そして大臣自身も関与されてきたのか。御答弁をいただければと思っております。

○梶山国務大臣 特許料等の特許関係料金は、大きく、出願料、審査請求料等の権利化前に必要となる各種手数料と、特許料等の権利の登録、維持に必要な権利化後の料金に大別をされます。

このうち、出願料等の権利化前の手数料につきましては、政策的に出願を奨励する観点から、実際の事務コストよりも低い水準に設定をしております。

また、特許料等の権利化後の料金につきましては、排他的な権利を付与する対価として、他の手数料収入と合わせて全体として特許料の収支が相償する水準に設定をいたしました。

権利化前の手数料は、上限額が法律で定められております。また、権利化後の料金は、そもそも具体的な金額が法律で定められております。したがって、法律案又は政令案の閣議決定という形で経済産業大臣が明確に意思決定を行っているということでございます。

〔関(芳)委員長代理退席、委員長着席〕

○浅野委員 どうもありがとうございます。政策的判断、そして閣議決定、法令に基づいて決まっているということでありまして、では、もう一問、今回提案されております改正案で提案されております具体的水準の妥当性について、御説明をいただきたいと思っております。

○糺谷政府参考人 特許庁におきましては、昨年十月から審議会を開催いたしました。特許特別会計の財政状況や収支改善策について、有識者を交えて議論を行いました。

その結果、各料金の性質や政策の達成状況などを踏まえ、必要に応じて法定上限を見直すことが適当であり、具体的な料金体系の見直しについては、平成二十年以降、料金を引き下げてきたという経緯を踏まえつつ、制度別の収支バランスですとか欧米の料金水準、出願動向への影響等に留意して検討するということとされたところでございます。

これを踏まえまして、出願や審査請求といったユーザーの行動判断に与える影響を最小化する観点から、権利化前の料金につきましては、原則、従来の上限額を維持することとし、権利化後の料金を中心に見直しを行い、特別会計の収支相償を図るということとされたところでございます。

具体的には、値下げの経緯を踏まえまして、特許料につきましては、平成二十八年、二〇一六年の直近の値下げ前の最高料金区分の額を上限としております。

商標の登録料、更新登録料の上限額につきましては、商標について中小企業や個人による出願の割合が高いといったことなども踏まえまして、平成二十八年、二〇一六年と直近の料金の中間、半額の値戻しにとどめるということとしたところでございます。

なお、先ほど申し上げましたように、権利化前の料金の上限は基本的に引き上げないということにしているところでございますが、国際特許手数料につきましては、国際出願を奨励する観点から、上限も実際の料金も実費を大幅に下回る水準としてきたところでございます。直近では、実費の三割余りの水準しか収入によってカバーができていない状況でありまして、多額の赤字を招く一方で、目的としておりました国際出願数も増えてきておりますことから、上限を引き上げることについて検討するところとされております。

英語で出願する場合の料金上限を、最新の実費をやや下回る額に引き上げまして、その引上げ幅と同じだけ、日本語出願の料金上限も上げた額としていただいております。

いずれにしても、具体的な金額は、法律で定められた範囲で政令で定めるということになりまして、今後、出願数が多い企業ですとか業界団体など、制度利用者との意見交換を行いまして、料金見直しの影響を含め、様々な要因を考慮して検討してまいりたいと考えております。

○浅野委員 丁寧な御説明、ありがとうございます。今回、今、説明の中にもございましたが、やはり特許庁の財政状況等を踏まえて、これまで値下げをしてきた前の水準を一つ参考にしていただこう御答弁でしたけれども、直近の特許料の知財の在り方の小委員会の資料を拝見したところ、特許料としては、今後、必要な歳入として、リスクバッファの部分、そして、今後、情報システムを刷新するための経費相当として年間百五十億程度の歳入、安定的歳入が必要だというような付言がされておりましたが、それを踏まえて、今回、特許料、手数料等の見直しをしようということでありまして。

私が今日ちよつと指摘したいのは、資料の一にございます、いわゆる国際出願の手数料についてでございます。これまで、現行の法定金額では、日本語の場合、十四万三千円が上限、そして英語の場合は二十二万一千円が上限ということでありましたが、改正案では、これが、それぞれ十七万円と二十四万九千円に引き上げられる案となっております。

これは、国際比較をいたしましたところ、特許料の資料にもございましたが、一番高いのが米国で、国際特許出願の手数料としては二十四万四千円という数字が載っております。これを上回る上限水準に設定をされるというところで、やはり、出願をする側の事業者から見たときに、この上限設定金額、少し不安がある部分でもございます。

あくまでも実際の手数料は政令で定めるといふこととされておりますので、その辺りは配慮のできる部分があると認識はしておりますが、やはり、できる限り事業者負担を減らしていかないと、これから知財をもっと出しましよとしようという働きかけを国がしたとしても及び腰になってしまうような懸念も残っておりますので、次の質問はそういった観点で質問させていただきたいと思っております。

先日の経済産業委員会の中で、私から、大企業も含めた特許料の負担軽減はできないのかと質問させていただきまして、ところ、槽谷長官からは、特許は独立会計なので、どこかを削ればどこかから取らなければいけない、だから難しいというふうな答弁がございました。

であるならば、特許会計とは切り離した形で、経済産業省の支援策として、この手数料等の負担軽減を図るための支援策を取れるのではないかと、これは理論上可能なかどうか、これを次にお伺いしたいと思います。

○萩原政府参考人 お答え申し上げます。経済産業省が支援をさせていただいております研究開発プロジェクトの中では、特許出願に係る費用をプロジェクトの対象経費とすることを通じまして民間企業などの支援を行っております。

例えば、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、NEDOでございますけれども、プロジェクト期間中の日本国内及び海外への特許出願に要した費用を研究開発プロジェクトの費用の対象としているほか、経済産業省における事務処理のマニュアルでありますとか研究委託開発の運用ガイドラインの中でも、特許出願関連費用等を必要経費に位置づけるなどの措置を行っております。

経済産業省といたしましては、国の研究開発プロジェクトから生まれた優れた成果が特許出願等に係る費用の負担を理由に権利化できないということにならないよう、引き続き支援を続けてまいりたいと考えております。

○浅野委員 NEDOの、NEDOプロに採択をされた場合にはその特許出願料の実費部分を経費として落とせるということで、そういった制度があるというところで、具体的な金額は、法律で定められた範囲で政令で定めるといふことになりまして、今後、出願数が多い企業ですとか業界団体など、制度利用者との意見交換を行いまして、料金見直しの影響を含め、様々な要因を考慮して検討してまいりたいと考えております。

○浅野委員 NEDOの、NEDOプロに採択をされた場合にはその特許出願料の実費部分を経費として落とせるということで、そういった制度があるというところで、具体的な金額は、法律で定められた範囲で政令で定めるといふことになりまして、今後、出願数が多い企業ですとか業界団体など、制度利用者との意見交換を行いまして、料金見直しの影響を含め、様々な要因を考慮して検討してまいりたいと考えております。

と、これから知財をもっと出しましよとしようという働きかけを国がしたとしても及び腰になってしまうような懸念も残っておりますので、次の質問はそういった観点で質問させていただきたいと思っております。

先日の経済産業委員会の中で、私から、大企業も含めた特許料の負担軽減はできないのかと質問させていただきまして、ところ、槽谷長官からは、特許は独立会計なので、どこかを削ればどこかから取らなければいけない、だから難しいというふうな答弁がございました。

であるならば、特許会計とは切り離した形で、経済産業省の支援策として、この手数料等の負担軽減を図るための支援策を取れるのではないかと、これは理論上可能なかどうか、これを次にお伺いしたいと思います。

○萩原政府参考人 お答え申し上げます。経済産業省が支援をさせていただいております研究開発プロジェクトの中では、特許出願に係る費用をプロジェクトの対象経費とすることを通じまして民間企業などの支援を行っております。

そこで、今、NEDOの、NEDOプロとして支援をしているというお話を伺いましたが、その枠組みに限定せずに、国内外を問わず、国内の知的財産、知財をしっかりと固めていくためにも、この国際出願の奨励や手数料等についての負担軽減策、幅広く検討していただきたいと思います。政府の御見解を伺いたいと思っております。

○梶山国務大臣 先ほど事務方から答弁したとおり、我が国の国際競争力強化等に大変重要でありまして、実現までに長期を要するなど、民間企業だけでは取り組むことが困難な技術開発については、国家プロジェクトとして、特許の国際出願費用を含めた企業の研究開発を支援しているところであります。

また、特許庁では、技術内容にかかわらず、海外への特許出願料を実費よりも低く設定することにより、国際出願の奨励を図ってきたところであります。この結果、二〇一九年の日本企業の海外における特許登録件数は、国内における登録件数を上回っているものと承知しております。

このような状況を踏まえれば、現時点で、国家プロジェクトの対象とならないような技術についてあるということなんですからけれども、私も今回特許法改正のレクを受ける中で初めて知った制度でありましたが、是非こういったところは活用を促進していただきたいと思います。

その一方で、見方を変えれば、今、全ての事業者が国プロに関わっているわけではないという現状がございます。国家プロジェクトに関われれば今のような制度が使えるわけでありまして、そうではない企業の中にも非常に有用性の高い特許技術を開発している企業はもちろんたくさんございます。

やはり、今、隣の中国などでも盛んに出願行為が行われている中で、国内にある、まだ発見されていない、知財化されていない技術をしっかりとすくい上げていく、知財化していく、こういった部分にも政府は目を向けていただきたいと思います。

二二

て大企業の国際出願を奨励する更なる支援措置まで検討していませんけれども、引き続き、ユーザーである企業等の御意見を伺いながら、検討を続けてまいりたいと思っております。

先ほどお答弁をしたんですけれども、知財の専門家企業に派遣をするということで、知財に対する意識を高めていただく取組をしております。四十七都道府県全ての自治体に置いておりました、昨年、令和二年度でいえば十一万八千五百四十四件の支援実績があるということとして、これは年々増えておりまして、こういったことも含めて積極的に支援をしましてまいりたいと考えております。

○浅野委員 是非よろしく願います。

今大臣が最後に触れられた知的財産に関する知識を有する人材を全国に派遣するということなのですが、やはり私もそこは同感で、大企業のみならず中小企業、そして個人の皆様、こういった方々が知財の知識をしっかりと身につけて、うまく活用できる環境をもっと広げていかなければいけないと思います。

全国四十七都道府県に派遣をしているという話がありました。直近の特許庁の報告書によれば、都道府県別中小企業の数とそれに対して出願をした企業の数の割合を出した資料がございました。これを見ますと、都道府県別にかんがれば、つきがまだある状況だ、東京では中小企業の〇・九%が出願行為をしている、大阪では〇・五%、茨城では〇・二%、一番低い水準の沖縄や秋田ではもう〇・一%を切っているような状況だそうでありまして。

ですから、やはり人材育成のスキームというのはこれからも更に改善をしていく必要があると思うんですが、現状どういった支援制度があるのか、その利用状況を含めて、課題感もお示しいただければと思います。

○糧谷政府参考人 研究開発の成果を適切に権利保護いたしまして社会実装することで、産業競争力の向上につなげていくことが重要でありまして、それを担う知財人材の育成が非常に不可欠であります。

このため、独立行政法人のINPIITにおいて、知財の初心者から公的機関の職員、知財調査に携わる実務者、中小企業やベンチャー企業の経営者など、幅広い層に対して様々なレベルに応じた研修を行うとともに、IPePlantというサイトなどを通じて、百を超える種類の教材を無償で提供しております。昨年度は二十万件を超える利用がございました。

また、専門高校や高等専門学校、知財教育について、教材や教員の研さんの場を提供し、活動経費を支援しております。これは、平成二十二年以降行っております。毎年四十校以上に対して支援を行っております。特許庁でも、知財とビジネスの専門家をスタートアップ企業に派遣をしております。過去三年で四十社でございますが、知財戦略の策定などを通じて得た知見を広く共有することによって、知財人材の育成につなげております。また、過去二年で四十八の大学に対して、産学連携に詳しい知財の専門家を派遣いたしました。知見やノウハウの移転を行っております。

○浅野委員 人材育成の観点にしましては、これをやればすぐ効果が上がるというものではないと思います。本当に着実に継続をしていくことが大事だと思っております。是非、今後とも進捗状況を含めて確認をさせていただきたいと思っております。時間も限られてきましたので、次、少しテーマを変えさせていただきます。今後、目を向けた話をさせていただきます。

宇宙に関する話であります。現在、日本も含めて、世界各国が宇宙に関する技術開発を進めております。米国のアルテミス計画などは直近で動きもありました。これから地球外の人類の活動というのが増えていく中で、では、宇宙空間での知財の保護というのをどう考えるか、これについて最後に伺わせていただきたいと思っております。まず、基本的な質問になります。

おいては特許権の効力というのはいかに得るかどうかが、シンプルな質問ですけれども、教えていただきたいと思っております。

○大鶴政府参考人 お答え申し上げます。各国で取得されました特許権は、原則として、当該国の領域内でのみ効力を持つというものが原則だということに承知しております。一方で、宇宙空間につきましましては、宇宙条約第二条に「国家による取得の対象とはならない」というふうにより規定されております。いずれの国の領域主権も及ばないというふうに考えられております。

したがって、宇宙空間がいずれの国の領域でもない以上、特許権の効力は原則として及ばない、こういうふうな理解しております。

○浅野委員 特許権の効力は及ばないということであるならば、これから、宇宙空間において、あるいは、例えば惑星上、月や火星や様々な場所から活動していくことも想定されているわけですから、こういう場所でも知的財産権をいかに保護するか、技術を守るか、これに對して、現段階での政府の見解というものがありません。もしも教えていただきたいと思っております。

○糧谷政府参考人 昨年六月に決定いたしました宇宙基本計画におきまして、今後成長が期待される新たな宇宙ビジネスに必要となる制度環境整備を加速するというふうにしていただいております。

委員の御指摘を受けまして、宇宙における知財保護についてどのような課題やニーズが存在するか、関係府省とも連携し、まずは情報収集、現状把握を行ってまいりたいと考えております。

○浅野委員 時間が参りました。宇宙空間での知財保護に関しては、事前の説明を伺ったときも、まだまだこれから議論を深めていく段階だということに印象を受けました。是非これも、他国も含めて既に検討を開始しているものと思っております。我が国においても、しっかりとリーダーシップを取っていただけるように、スピー

ド感を持った検討をお願いして、質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございます。

○関委員 立憲民主党の関小生議員です。特許法等の一部を改正する法律についてはまずお伺いしますが、先立って、特許庁には感謝を申し上げたいというふうに思います。三十数年前、建て替えの折、大学生でありました、職人さんの補助をして数日間働きました。移動棚の代り代り、遠距離恋愛、文通をしていて彼女のデート代に充てさせていただきました。その彼女とはめでたく結婚して今に至っております。今日の私の家庭があるのも特許庁のおかげが一部あるのかなというところで感謝を申し上げます。また、この三年間余り、福島県において福島知財活用プロジェクトを実施していただいで、小学生で特許を取った、私の地元ですけれども会津美里町の関本創君にもスポットを当てていただいで、ある意味、復興の、また福島県の活力の一助となったということも感謝を申し上げます。

今回の改正法の中でも、デジタル化が行われて、いろいろな意味で手続が簡素になったり便利になったりしますけれども、この関本君も、一回チャレンジをして一回特許を断られているんですね。二度目のチャレンジで特許が取れたというところでもあります。デジタル化になると、そういう人と人との関わりが薄くなる側面もなきにしもあらず。こういうアナログな世界というか、フェース・トゥー・フェースの中で特許が申請をされていく、それが許可をされていく、登録されていくという側面もありますので、デジタル化が促進されて、広く特許申請がしやすい、時間もかかるらない、省力化になるという反面、こうした人とのやり取りの中で本来登録されるはずのものが、許可されるはずのものが失われなければならない、これは今後しっかりと努力をしていかなければなりませんし、今後しっかりとその辺は注視をしながら